



# 鳥取県公報

平成17年3月22日(火)

号外第33号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則(12)(財政課)..... 2
	鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(13)(耕地課)..... 5

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

- 1 建設工事を行う補助事業等が完了した場合に提出する届出書について、補助事業者等が地方公共団体である場合には、原則として提出を要しないこととすることとした。(第15条関係)
- 2 補助事業者等は、交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したとき(現行交付決定を受けた年度が終了したとき)は、報告書を提出しなければならないこととし、複数年度にわたる事業については年度ごとの進捗状況の報告を徴することとした。(第17条関係)
- 3 補助金等の支払に係る請求書を廃止することとした。(第20条、様式第6号、様式第7号関係)
- 4 補助事業者等は、補助金等の支払の時期若しくは額の変更又は支払の停止を求めるときは、その内容を記載した当該補助金等の支払に係る申出書に当該補助事業等に関する資金計画書を添えて知事に提出しなければならないこととした。また、知事は、当該申出があった場合であって、概算払の通知の内容を変更するときは、その旨及び変更の内容を補助事業者等に通知するものとする事とした。(第20条関係)
- 5 施行期日等
  - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 経営体育成基盤整備事業に係る各年度の分担金の額を、工事費の100分の12(振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯において実施する事業については100分の10)に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額とすることとした。(別表第1関係)
- 2 その他所要の規定を整備することとした。
- 3 施行期日等
  - (1) この規則は、平成17年4月1日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第12号

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助事業等の完了）</p> <p>第15条 補助事業者等は、次に掲げる補助事業等が完了したとき（次項の規定による検査を段階的に行う必要がある場合にあっては、当該検査に係る部分が完了したとき）は、様式第4号による届出書を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。ただし、<u>地方公共団体が補助事業者等であるとき（知事が特に必要があると認めるときを除く。）</u>その他知事が次項の規定による検査を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 略</p>	<p>（補助事業等の完了）</p> <p>第15条 補助事業者等は、次に掲げる補助事業等が完了したとき（次項の規定による検査を段階的に行う必要がある場合にあっては、当該検査に係る部分が完了したとき）は、様式第4号による届出書を、別に定めるところにより知事に提出しなければならない。ただし、知事が次項の規定による検査を行う必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県補助金等交付規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「削除様式」という。）を削除する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除様式を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（実績報告）</p> <p>第17条 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、様式第5号による報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>	<p>（実績報告）</p> <p>第17条 補助事業者等は、次のいずれかに該当するときは、様式第5号による報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。</p>

(1) 補助事業等(補助金等が間接交付等のためのものである場合にあっては、間接補助事業等。この条において同じ。)がすべて完了したとき。

(2) 略

(3) 交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したとき(前2号に該当する場合を除く。)

2 略

3 補助事業者等は、年度(第1項の報告書により報告する補助事業等の実績に係る年度を除く。)が終了したときにおいて実施中の補助事業等が終了しないときは、次に掲げる事項を記載した補助金等進捗状況報告書を、別に定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 報告者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 報告年月日

(3) 補助金等の名称

(4) 交付決定通知の年月日及び番号

(5) 交付決定の算定基準額及び交付決定額

(6) 当該報告に係る年度の前年度までの実績における算定基準額及び交付決定額

(7) 当該報告に係る年度の実績における算定基準額及び交付決定額

(8) 当該報告に係る年度の翌年度以降の補助事業等の実施計画における算定基準額及び交付決定額

4 前項第6号から第8号までに掲げる算定基準額の合計額又は交付決定額の合計額は、同項第5号に掲げる算定基準額又は交付決定額と一致しなければならない。

(支払の時期等の変更等)

第20条 補助事業者等は、前条の通知に基づく補助金等の支払の時期若しくは額の変更又は支払の停止を求めるときは、次に掲げる事項を記載した当該補助金等の支払に係る申出書に当該補助事業等に関する資金計画書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申出者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 申出年月日

(3) 補助金等の名称

(4) 交付決定通知の年月日及び番号

(5) 交付決定額

(6) 請求の内容(支払の時期若しくは額の変更又は支払の停止の別)

(7) 支払の時期若しくは額の変更又は支払の停止を求める理由

(1) 補助事業等(補助金等が間接交付等のためのものである場合にあっては、間接補助事業等)がすべて完了したとき。

(2) 略

(3) 交付決定を受けた年度が終了したとき(前2号に該当する場合を除く。)

2 略

(支払の請求)

第20条 補助事業者等は、補助金等の支払を請求するときは、様式第6号による請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知の写し

(2) 第15条第2項の規定による検査を受けた場合にあっては、その結果に係る第16条第2項の規定による通知の写し

(3) 交付額確定通知(概算払を受ける場合にあっては、前条の規定による通知)の写し

(4) 様式第7号による調査

(5) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申出があった場合であって、前条の通知の内容を変更するときは、その旨及び変更の内容を補助事業者等に通知するものとする。

様式第6号(第20条関係)

年 月 日

職 氏名 様

住所

申請者 氏名 ㊟

(団体にあつては、  
名称及び代表者の  
氏名)

年度(補助金等の名称)支払請求書

年 月 日 第 号による交付決定(確定)に係る(補助金等の名称)の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助事業等の名称	
交付決定(確定)額	
支払請求額	
精算払、概算払の別	
添付書類	1 交付決定通知書の写し 2 検査結果通知書の写し 3 交付額確定通知書(概算払通知書)の写し 4 (補助金等の名称)受入額調書

様式第7号(第20条関係)

(補助金等の名称)受入額調書

交付決定(確定額)	
受入済額(受領日)	( 年 月 日 ) . . . ( 年 月 日 )
今回支払請求額	
差引支払未請求額	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付決定を受けた補助事業等については、この規則による改正後の鳥取県補助金等交付規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第13号**

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
1及び2 略		1及び2 略	
<b>3 経営体育成基盤整備事業</b>		<b>3 ほ場整備事業</b>	
(1) 振興山村、過疎地域又は急傾斜地帯において行う事業	工事費の100分の10に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額	(1) 一般ほ場整備事業及び土地利用秩序形成ほ場整備事業 ア 振興山村、過疎地域又は知事が特に必要と認める地域において行う事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
(2) (1)以外の事業	工事費の100分の12に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額	イ ア以外の事業	工事費の100分の17に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
		(2) 農村活性化土地利用高度化事業	工事費の100分の15に相当する額及び事務費の100分の15に相当する額の合算額
		(3) 低コスト化水田農業大区画ほ場整備	



3 ~ 5 略

別表第 2 (第 4 条関係)

- 1 かんがい排水事業(基幹水利施設補修事業を除く。)
- 2 略
- 3 経営体育成基盤整備事業
- 4 農地開発事業

別表第 3 (第 4 条関係)

県営土地改良事業の種類	地区
1 略	略
2 経営体育成基盤整備事業	
3 略	

別表第 4 (第 5 条関係)

区分	面積
かんがい排水事業(基幹水利施設補修事業を除く。)又は畑地帯総合整備事業若しくは経営体育成基盤整備事業のうちかんがい排水施設に係る法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業(土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)の規定による土地区画整理事業の施行地区(以下「土地区画整理事業施行地区」という。)の面積が当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地(以下「受益地」という。)の面積の10分の1(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは10ヘクタール)以上である場合を除く。)	略
畑地帯総合整備事業又は経営体育成基盤整備事業のうち法第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる事業(土地区画整理事業施行地区の面積が受益地の面積の10分の1(その受益地の面積が100ヘク	略

の農地面積に占める排水不良農地の面積の割合がおおむね10割の地域をいう。

3 ~ 5 略

別表第 2 (第 4 条関係)

- 1 かんがい排水事業
- 2 水田営農活性化排水対策特別事業
- 3 略
- 4 ほ場整備事業
- 5 土地改良総合整備事業
- 6 農地開発事業

別表第 3 (第 4 条関係)

県営土地改良事業の種類	地区
1 略	略
2 ほ場整備事業	
3 土地改良総合整備事業(法第 2 条第 2 項第 1 号の事業に該当するものを除く。)	
4 略	

別表第 4 (第 5 条関係)

区分	面積
かんがい排水事業若しくは基幹排水特別事業又は畑地帯総合土地改良事業若しくは土地改良総合整備事業のうちかんがい排水施設に係る法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業(土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)の規定による土地区画整理事業の施行地区(以下「土地区画整理事業施行地区」という。)の面積が当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地(以下「受益地」という。)の面積の10分の1(その受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは10ヘクタール)以上である場合を除く。)	略
ほ場整備事業又は畑地帯総合土地改良事業若しくは土地改良総合整備事業のうち法第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる事業(土地区画整理事業施行地区の面積が受益地の面積の10分の1(その	略

タールを超えるときは10ヘクタール)以上である場合を除く。)

農地開発事業又は畑地帯総合整備事業のうち法第2条第2項第3号に掲げる事業

略

受益地の面積が100ヘクタールを超えるときは10ヘクタール)以上である場合を除く。)

農地開発事業又は畑地帯総合土地改良事業若しくは土地改良総合整備事業(一般)のうち法第2条第2項第3号に掲げる事業

略

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の規定は、平成17年度以後に採択された事業に係る分担金から適用し、平成16年度以前に採択された事業に係る分担金については、なお従前の例による。